

建設事業の評価について
(意見具申)

令和元年 12 月 25 日

大阪府建設事業評価審議会

1 令和元年度の審議

(1) 審議の経過

本審議は大阪府建設事業評価審議会規則第6条に則り、都市整備部会（以下部会）において事前評価の審議対象事業2件と、再（再々）評価の審議対象事業3件の合計5件の対応方針（原案）について審議を行い、部会の審議の決議をもって大阪府建設事業評価審議会（以下審議会）の決議とした。

(2) 審議対象の基準

審議対象基準は、4ページのとおりである。

(3) 開催状況

部会の開催状況は、5ページのとおりである。

2 審議結果

各事業の詳細な審議内容については、府のホームページの令和元年度各開催回の説明資料と議事概要等を参照されたい。

資料及び議事概要等については、以下の府のホームページに掲載している。

http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/kenjihyoukabukai_r1/index.html

なお、府の対応方針（原案）の定義は、3ページのとおりである。

(1) 事前評価

次表に記載の2事業について審議を行った。その結果、府の対応方針（原案）は、部会に提出された資料と説明の範囲において適切であると判断した。

対象事業と府の対応方針（原案）

事業名	府の対応方針（原案）
【道路事業】	
① 主要地方道枚方高槻線（都市計画道路牧野高槻線）道路改良事業及び関連道路改良事業	事業実施
② 主要地方道大阪和泉泉南線（都市計画道路泉州山手線）名越工区道路改良事業	事業実施

(2) 再（再々）評価

次表に記載の3事業について審議を行った。その結果、府の対応方針（原案）は、部会に提出された資料と説明の範囲において適切であると判断した。

対象事業と府の対応方針（原案）

事業名	府の対応方針（原案）
【公園事業】	
③ 久宝寺緑地整備事業	事業継続
【道路事業】	
④ 主要地方道美原太子線（栗ヶ池工区）道路改良事業	事業継続
⑤ 国道170号・高槻東道路道路改良事業	事業継続

3 付帯意見

審議対象事業のうち2件の事業について、特に今後の事業実施において留意すべき事項として、以下のとおり意見を付した。また、全体的な事業評価の進め方について留意すべき事項として意見を付した。

〔付帯意見〕

【「①主要地方道枚方高槻線（都市計画道路牧野高槻線）道路改良事業及び関連道路改良事業」及び「⑤国道170号・高槻東道路道路改良事業」について】

当該事業については、評価調書に記載の「事業の必要性等に関する視点（上位計画における位置づけや費用便益分析等）」、「事業の進捗の見込み」「コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点」「特記事項（自然環境等への影響とその対策）」の観点から審議を行った。特に、評価の視点の一つである「代替案立案の可能性の視点」について、審議を積み重ねた。

また、部会の中で実施した府民意見等募集における府民意見及び意見陳述において、「淀川渡河位置及びルート」「構造・まちづくり」「環境」の観点から、現計画での事業実施に反対との意見があった。その他にも、これまでの都市計画決定や国道170号・高槻東道路等の事業に関する府の説明が不十分であるとの意見等があった。

審議にあたっては、淀川を渡河する位置について、「地域分断の観点」「周辺環境（大気・騒音・振動・日照阻害）」「都市計画の観点」「道路と河川との関係」「費用面」の観点から、現計画と、新名神高速道路に併設する2案（二層式併設橋、並列式併設橋）、下水道施設を通るルート案、下水道施設南側を通るルート案、淀川渡河部を斜めに横断するルート案の5つの代替案を比較した大阪府の比較表を確認した。

その結果、現計画は代替案より事業費が抑えられること、現計画のみ新たな都市計画制限が発生しないこと、また、橋梁の横過方向が河川の流向に対し斜角となると流水の乱れや堤防への悪影響等を及ぼすリスクがあり、近年の気象災害の激甚化等を鑑みると河川に対する府民の安全性確保の観点を重要視すべきであることなどから、現計画が相対的に優位であることが確認された。以上のことから、現計画において対応方針（原案）どおり「事業実施」及び「事業継続」とすることに異論はないとした。

ただし、事業を実施するにあたっては、地域住民に対して、事業内容、地域に及ぼす影響やその改善策などを分かりやすく説明し、地域住民とのコミュニケーションを十分に取りながら、進めていくことを求める。

【全体的な事業評価の進め方について】

事業評価にあたっては、費用便益分析のみにとらわれることなく、環境への影響などの定量的な情報や安全・安心、快適性などの定性的な情報について総合的に検討された上で、審議会に諮ることを求める。

特に、費用便益比が1に近い案件に関しては、今後ともより慎重な審議が必要である。

府の対応方針（原案）の定義

府の対応方針（原案）	定 義
事業実施	事業を実施するもの
事業継続	事業を継続するもの
事業一部再開	前回審議において、府の対応方針（原案）を「事業一部休止」としていたが、再開する準備が整ったため、事業全体として継続するもの
事業一部休止	事業全体としては継続するが、一部について休止し、休止部分については一定期間後に再開等について見直しを行うもの
事業一部中止	事業全体としては継続するが、一部を中止するもの
事業再開	前回審議において、府の対応方針（原案）を「事業休止」としていたが、再開する準備が整ったため、事業を継続するもの
事業休止	事業を休止し、一定期間後に再開等について見直しを行うもの
事業休止の継続	「事業休止」を継続するもの
事業中止	事業を中止するもの

大阪府建設事業評価審議会の審議対象基準

類型	対象基準	評価の視点
事前評価	<p>要綱第3条(1)に掲げる事業のうち、知事が特に必要と認める事業(同第7条第1項第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上位計画等の位置付け ・優先度 ・事業を巡る社会経済情勢 ・事業効果の定量的分析(費用便益分析等) ・事業効果の定性的分析 ・自然環境等への影響と対策 ・代替案との比較検討 など
再評価 ・ 再々評価	<p>府等が実施する総事業費10億円以上の建設事業のうち、次のいずれかに該当する事業(ただし、(※)に該当する事業は審議対象から除くことができる)</p> <p>(1) 着工準備採択の年度を起点として5年を経過した時点で事業採択に至らない事業</p> <p>(2) 事業採択の年度を起点として5年を経過した時点で未着工の事業</p> <p>(3) 事業採択の年度を起点として10年を経過した時点で継続中の事業</p> <p>(4) 再評価実施後5年(下水道事業にあっては10年)を経過した時点で継続中又は未着工の事業</p> <p>(5) 事業計画又は総事業費の大幅な変更、社会経済情勢の急激な変化等により評価の必要が生じた事業</p> <p>[事業計画又は総事業費の大幅な変更]</p> <p>① 事業を中止、休止(休止後の再開を含む)する場合</p> <p>② 総事業費が3割以上(総事業費が10億円未満の事業は3億円以上)増減する場合</p> <p>③ その他、事業計画を大きく変更する場合</p> <p>(※)</p> <p>1) 事業内容等から代替案の検討が困難な事業</p> <p>2) 評価時点における進捗率が高い事業として、次のいずれかに該当する事業</p> <p>(ア) 事業費による工事進捗率が80%以上の事業</p> <p>(イ) 翌年度に完了予定の事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の進捗状況 ・事業を巡る社会経済情勢の変化 ・事業効果の定量的分析(費用便益分析等) ・事業効果の定性的分析 ・自然環境等への影響と対策など

令和元年度 開催状況

年 月 日	開 催 内 容
令和元年5月15日	第1回 事業概要説明及び審議 主要地方道枚方高槻線（都市計画道路牧野高槻線）道路改良事業及び関連道路改良事業
令和元年6月3日 令和元年7月5日 17日	現地視察 主要地方等枚方高槻線（都市計画道路牧野高槻線）道路改良事業及び関連道路改良事業 国道170号・高槻東道路道路改良事業
令和元年6月19日	第2回 前回課題の追加説明及び審議 主要地方道枚方高槻線（都市計画道路牧野高槻線）道路改良事業及び関連道路改良事業 事業概要説明及び審議 国道170号・高槻東道路道路改良事業 久宝寺緑地整備事業
令和元年7月26日	第3回 府民意見陳述 主要地方等枚方高槻線（都市計画道路牧野高槻線）道路改良事業及び関連道路改良事業 国道170号・高槻東道路道路改良事業 前回課題の追加説明及び審議 久宝寺緑地整備事業 事業概要説明及び審議 主要地方道美原太子線（栗ヶ池工区）道路改良事業
令和元年8月22日	第4回 第2回課題の追加説明並びに意見陳述に対する府の見解説明及び審議 主要地方等枚方高槻線（都市計画道路牧野高槻線）道路改良事業及び関連道路改良事業 国道170号・高槻東道路道路改良事業 前回課題の追加説明及び審議 主要地方道美原太子線（栗ヶ池工区）道路改良事業
令和元年9月30日	第5回 前回課題の追加説明及び審議 主要地方等枚方高槻線（都市計画道路牧野高槻線）道路改良事業及び関連道路改良事業 国道170号・高槻東道路道路改良事業 事業概要説明及び審議 主要地方道大阪和泉泉南線（都市計画道路泉州山手線）名越工区道路改良事業
令和元年11月19日	第6回 前回課題の追加説明及び審議 主要地方道大阪和泉泉南線（都市計画道路泉州山手線）名越工区道路改良事業 意見具申（案）の審議
令和元年12月23日	第7回 意見具申（案）の審議

令和元年度 大阪府建設事業評価審議会 委員名簿

- | | | |
|---|--------------------|--------------------------|
| | いとう かずひろ
伊藤 一博 | 公認会計士 |
| | おんち きよこ
恩地 紀代子 | 神戸学院大学法学部 教授 |
| | きたづめ けいいち
北詰 恵一 | 関西大学環境都市工学部 都市システム工学科 教授 |
| ○ | さかい ひろき
酒井 裕規 | 神戸大学大学院海事科学研究科 准教授 |
| | ふじわら ともえ
藤原 智絵 | 弁護士 |
| ◎ | まつしま かくや
松島 格也 | 京都大学大学院工学研究科 准教授 |
| | もんがみ さちこ
門上 幸子 | (有) 門上環境計画事務所 代表 |

(敬称略・50音順) ◎：会長 ○：会長代理

令和元年度 大阪府建設事業評価審議会 都市整備部会 委員名簿

- | | | |
|---|--------------------|--------------------------|
| | いとう かずひろ
伊藤 一博 | 公認会計士 |
| | おんち きよこ
恩地 紀代子 | 神戸学院大学法学部 教授 |
| ○ | きたづめ けいいち
北詰 恵一 | 関西大学環境都市工学部 都市システム工学科 教授 |
| | さかい ひろき
酒井 裕規 | 神戸大学大学院海事科学研究科 准教授 |
| | ふじわら ともえ
藤原 智絵 | 弁護士 |
| ◎ | まつしま かくや
松島 格也 | 京都大学大学院工学研究科 准教授 |
| | もんがみ さちこ
門上 幸子 | (有) 門上環境計画事務所 代表 |

(敬称略・50音順) ◎：部会長 ○：部会長代理

審議会の審議概要等の資料については、府のホームページに掲載しています。
(http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/reiwa1_jigyohyouka/index.html)

また、府政情報センター、事務局（事業企画課）に備え付けています。